

宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・活用の在り方に関する  
有識者懇談会の運営について

〔平成29年12月 8日  
長 官 決 裁〕

宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・活用の在り方に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）の議事内容の公開については、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

有識者懇談会は非公開とし、議事概要は、原則として有識者懇談会終了後、メンバーの確認を経た上で発言者名を付さない形で公開する。

2. 配付資料の公開について

有識者懇談会で配付された資料は、原則として有識者懇談会終了後公開する。